

厚生労働大臣 細川 律夫 様

2011年 6月 16日  
食のコミュニケーション円卓会議  
代表 市川 まりこ

厚生労働省医薬食品局 食品安全部からのご回答についての質問書

平成 23 年 5 月 24 日付で送付しました「放射能の検出されたお茶の取扱についての質問」に 6 月 8 日付ご回答いただきありがとうございます。迅速にご対応いただき感謝しています。しかしながら、ご回答によっても先の疑問は解消せず、新たな疑問も生じました。以下に、改めて質問とお願いを述べさせていただきます。ご回答くださるようお願い申し上げます。

【質問 1】

前回の質問 3 へのご回答の中で、「お茶として飲まれる以外に直接摂取される可能性も否定できない」「消費者の摂取方法については想定が困難である」とありますが、そもそもこの暫定規制値の基となった原子力安全委員会の指標値は、食品摂取に関する全国規模の調査である「国民栄養調査」（厚生省）の食品ごとの摂取量を基として算出したもの（注 1：原子力安全委員会「飲食物摂取制限に関する指標値について」p.6）であり、「可能性も否定できない」という程度の例外的な摂取方法を想定したものではありません。また、同：p.18 には、「放射性セシウムに関する野菜類、穀類および肉・卵・魚その他の 3 食品群に対する指標は、対策実行の複雑さを避ける観点から、これら食品群ごとに個々の指標を設けることはせず、誘導介入濃度が低くなる野菜類についての値に統一した」とあります。さらに、その暫定規制値は、先のご回答にもある通り食品安全委員会が緊急取りまとめの中で、「食品由来の放射線被ばくを防ぐ上でかなり安全側に立ったもの」としているものです。このような性格のものである暫定規制値を、直接飲食される野菜類だけではなく、今回荒茶にもそのまま適用したことが妥当であるとの根拠が理解できません。

食品安全委員会は、2011 年 3 月、食品安全委員会による放射性物質に関する緊急取りまとめの中（注 2）で「今後、リスク管理機関側において、必要に応じた適切な検討がなされるべきである」としています。厚生労働省では、荒茶について野菜類と同じ規制値で管理することについての科学的妥当性およびリスク管理上の妥当性について、どのような必要に応じた適切な検討がなされたのでしょうか？

## 【質問2】

今回の原子力発電所事故とは関係なく、自然界には少なからず放射性物質が存在し、それはあらゆる食物にも含まれています。しかし、現状では放射性物質が検出されたことだけが殊更に取り上げられるため、公表された測定値や、今回の暫定規制値が、食品にもともと含まれている放射性物質の濃度と比較してどのくらい高いのかについての認識が十分ではありません。また、自然界に存在する放射性物質を含む食品を摂取した場合に比べて、暫定規制値を超えるか超えないかのレベルの放射性セシウムなどを含む食品を摂取した場合の放射線被曝量がどのくらい高くなるのか、あるいはほとんど変わらないのかも分かりません。

仮に暫定規制値をわずかに超える放射性物質を含む食品を摂取した場合のリスクの大きさについて、今回の荒茶などを含む食品の生産者や消費者はどう理解すれば良いのですか？ 前回の質問1のご回答にあるように「暫定規制値を上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして、食用に供されることがないよう」と通知されたことの妥当性を、すなわち「有毒な、若しくは有害な物質」が含まれるか附着し「人の健康を損なうおそれがある」と決めつけられたことを、生産者と消費者が理解し、確かにそうだと納得できるための、科学的事実に基づく分かりやすい情報を、リスク管理機関である厚生労働省は、どこで提供しているのか教えてください。

## 【意見】

健康に悪影響のないお茶の流通まで全て拒否してでも安心感を得たい、そのためにお茶の産地がつぶれても構わないし、お茶の供給が減り、価格が上がってもかまわない、そのように考える消費者ばかりではありません。今回、消費者の立場からみると、荒茶の管理のための規制値は、お茶の産地に無理を強いるものと思わざるを得ません。もし科学的妥当性だけではないその他の理由による苦渋の判断をされたのであれば、どこがどう苦渋だったのかについても消費者だけでなく、生産者にも教えていただけないでしょうか。

(注1)「飲食物摂取制限に関する指標値について」(平成10年3月6日 原子力安全委員会)

(注2)「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(2011年3月 食品安全委員会)のp.24には以下のよう  
書かれています。

(3) 放射性ヨウ素及びセシウムに共通する事項

今回は既に定められている暫定規制値の妥当性について検討したのではなく、今後、リスク管理機  
関側において、必要に応じた適切な検討がなされるべきであることを申し添える。